

**和歌山県 串本町 国民宿舎事業会計  
経営健全化計画の概要**

**1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因**

- 営業収益の減少（平成8年度:142百万円に対して平成20年度:84百万円）
- 多額の企業債償還（平成20年度企業債元利償還額:20百万円）

**2 計画期間**

平成21年度から平成28年度まで8年間

**3 経営の健全化の基本方針**

- 指定管理者による管理運営
- 大規模改修等については、慎重かつ適切に対応
- 一般会計からの繰入  
（施設修繕経費の一部、企業債償還に要する経費、不良債務解消に要する経費）
- 指定管理者の業務執行能力を定期的に評価 等

**4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策**

- 一般会計から不良債務解消分として約18百万円/年繰入

**5 4の方策に係る収入及び支出に関する計画**

（単位：百万円）

項目	20年度 決算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
他会計繰入金 （収益的収入）	25	25	24	23	23	22	22	25	36
他会計繰入金 （資本的収入）	16	17	17	18	18	19	19	16	6
他会計繰入金 （合計）	41	42	41	41	41	41	41	41	42

**6 各年度ごとの資金不足比率の見通し**

（単位：％）

	20年度 決算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足比率	194.1	175.1	153.1	131.0	108.9	86.9	64.8	38.2	-

**7 その他経営の健全化に必要な事項**

- 指定管理者による運営が困難となった場合は、施設運営を休止し、会計廃止を検討